

地震からあなたの「家・生命・財産」を守る 助成制度をご利用ください

耐震診断・改修助成制度

☎事前にまちづくり推進課(市役所5階52番窓口) ☎内線2867へ

木造住宅耐震診断助成制度

市指定の機関により自宅の耐震診断を行った場合、費用の一部を助成します。
対象 市内にある個人所有の木造住宅で、新耐震設計基準(昭和56年6月1日施行)前に建築されたもの(集合住宅を除く)
助成額 診断費用の3分の2。ただし、簡易診断=4万円、一般診断以上の診断=10万円を上限とします。

木造住宅耐震改修助成制度

診断結果から耐震補強などの改修工事が必要と判定された住宅には、工事費用の一部を助成します。
対象 上記の耐震診断助成制度を利用した診断で、倒壊する可能性が「ある」または「高い」と判定された住宅
助成額 改修費用の3分の1(高齢者世帯と障がい者世帯は2分の1)。ただし、一部補強など簡易改修=30万円、耐震基準を満たす改修=50万円を上限とします。
※いずれも事前の申請が必要です。くわしくは同課または市政窓口で配布しているパンフレットをご覧ください。
※耐震基準を満たす改修を行うと、所得税の特別控除や固定資産税の減額措置を受けられる場合があります(固定資産税などの減額については下側の記事をご覧ください)。

生け垣助成制度

☎事前にご相談のうえ、申請書を緑と公園課(市役所5階56番窓口) ☎内線2834へ

ブロック塀は、倒壊すると危険なばかりか道路をふさぎ、地震時の避難や救助活動などを妨げます。ブロック塀から生け垣に造り替える、または新たに生け垣を造る場合などに、費用の一部を助成します。

助成要件(くわしくはお問い合わせください)

- 生け垣を造る場所が道路に面している ●緑化延長が2m以上である ●緑化後5年以上保存する
- 相互に葉が触れ合う程度の密度で植える ●樹木であること(プランター植えは不可) など

助成額

- 実際に掛かった経費のうち、
①生け垣造成の場合 1m当たり1万4000円まで(延長の上限30m)
②ブロック塀の撤去など 1m当たり1万円まで(延長の上限30m)

固定資産税などの減額・減免制度

☎資産税課(市役所2階28番窓口) ☎内線2365へ

固定資産税・都市計画税(家屋)の減免制度

昭和57年1月1日以前から市内にある旧耐震基準で建築された家屋を、平成21年1月2日から27年末までに建て替えるか耐震改修を行った場合、一定の条件で申請によりその住宅の固定資産税・都市計画税の減免が受けられます。

- 建て替え 建て替え前の家屋と新築された住宅がともに市内にあり、所有者が同じで取り壊しと新築の間が1年以内の住宅が対象。新たに固定資産税などが課される年度から3年度分を全額減免(新築住宅減額制度適用後の税額)。
- 耐震改修 下記の減額制度適用後の税額について翌年度分を全額減免(住宅1戸当たり120㎡相当分まで)。

住宅の耐震改修に伴う固定資産税(家屋)の減額制度

昭和57年1月1日以前から市内にある住宅で、国が定める現行の耐震基準に適合させるための耐震改修工事(50万円超)を平成25年1月1日から27年末までに行った場合、工事完了年の翌年度分から一定期間、固定資産税額の2分の1を減額します(住宅1戸当たり120㎡相当分まで)。改修工事完了後3カ月以内の申請が必要です。

住宅の新築・改修に伴う固定資産税の減額制度

住宅の新築・改修や省エネ改修、認定長期優良住宅を新築した場合に、固定資産税が減額される場合があります。

☎資産税課 ☎2365

①バリアフリー改修を行った場合

対象家屋

平成19年1月1日以前から所在し、居住部分の割合が家屋全体の2分の1以上の住宅(賃貸住宅は除く)で、65歳以上の方、要介護または要支援の認定を受けている方、障がいのある方が居住する家屋

対象改修

平成19年4月1日～28年3月31日に行った法令で定めるバリアフリー工事で、工事費用から他の給付金などを差し引いた金額が50万円超の場合(平成25年3月31日までに契約し、同日以降に改修が完了する場合は30万円以上)

減額税額

工事完了年の翌年度分の固定資産税の3分の1(居住部分で1戸当たり100㎡相当分まで)

②省エネ改修を行った場合

対象家屋

平成20年1月1日以前から所在し、居住部分の割合が家屋全体の2分の1以上である住宅(賃貸住宅は除く)

対象改修

平成20年4月1日～28年3月31日に行った、現行の省エネ基準に適合する50万円超の改修工事(平成25年3月31日までに契約し、同日以降に改修が完了する場合は30万円以上)

減額税額

工事完了年の翌年度分の固定資産税の3分の1(居住部分で1戸当たり120㎡相当分まで)

③認定長期優良住宅を新築した場合

対象家屋

平成21年6月4日～28年3月31日に新築した認定長期優良住宅で、居住部分の床面積が1戸当たり50㎡(1戸建て以外の貸家は40㎡)～280㎡で、家屋全体の床面積の2分の1以上の住宅

減額税額

新築の翌年度から5年間(3階建て以上の中高層耐火建築物は7年間)、居住部分に相当する固定資産税額の2分の1(1戸当たり120㎡相当分まで)

- ① 工事完了日から原則3カ月以内
- ② 新築した翌年1月31日までに、申告書に必要書類を添えて同課(市役所2階28番窓口)へ
- ※認定長期優良住宅の認定について、くわしくは建築指導課 ☎内線2825へ。



第61回市民文化祭入賞者 (敬称略)

☎生涯学習課 ☎内線3316

◆菊花展

- ◆文化祭賞 鈴木恵美子
- ◆優等花 吉田光治、池亀公一、市川貞之、尾崎金八、石川貞春、米津恵子、鈴木克己、吉田晴美、大瀬直彦、大河内嘉門、天野常雄、山口茂、楠藤重次、鴨下喜代澄、渡辺忠雄

◆花季さつき展

- ◆文化祭賞 齊藤大介
- ◆特選 石井貞治
- ◆入選 横幕直和、加藤モト、唐沢朝子

◆写真展

- ◆文化祭賞 高野明
- ◆特選 粟飯原裕美
- ◆入選 久保田千代、森川憲治、土門喜昭、波多野敏夫、鈴木勝男

◆囲碁大会

《有段者Aの部》

- ◆文化祭賞 小田直則
- ◆準優勝 大島茂則
- ◆3位 家常雅史

《有段者Bの部》

- ◆優勝 田中忠夫
- ◆準優勝 松田勉
- ◆3位 成川豊

《級の部》

- ◆優勝 細川康夫
- ◆準優勝 西島伸幸
- ◆3位 山田崇

◆短歌会

- ◆文化祭賞 八島靖夫
- ◆特選 日影さし入る小さきわが庭
- ◆特選 「この言葉いいね」と夫の呟ける
- ◆特選 眞に木の葉の葉をほさむ

◆俳句会

- ◆文化祭賞 谷口一郎
- ◆特選 合唱の輪のなかに居て文化の日
- ◆特選 重たかる母にこの鉢とろろ汁
- ◆佳作 鎌の切れ指でさぐるや稲十里
- ◆佳作 大空を丸洗ひして今朝の秋
- ◆佳作 歳下となりたる父母の墓洗ふ
- ◆佳作 九月尽蟬は心腑を空にして
- ◆佳作 月光に見透かされたる胸の内
- ◆佳作 茫茫の闇を分かちて大銀河

◆ジュニア短歌大会

- ◆大会賞 鈴木遥大(東台小5年)
- ◆佳作 ふとんのなかも波にゆれてる
- ◆佳作 夏祭り着物は祖母の手作りで
- ◆佳作 白い花がら月夜にうかぶ
- ◆佳作 本の世界ページめくれば入場だ
- ◆佳作 いつでも私が主人公
- ◆佳作 山崎真緒(大沢台小6年)
- ◆佳作 雨がふる道に広がる水たまり
- ◆佳作 王かんのも様何個もできる
- ◆佳作 夏休み母と二人で沖繩に
- ◆佳作 真つ青な海真つ青な空
- ◆佳作 おとつとねつがたかたかしてんばい
- ◆佳作 はやくなつていつしよにあそぼ
- ◆佳作 火おこして作ったカレーさーいさーい
- ◆佳作 あせだくのぼくまっかな太陽
- ◆佳作 なつやすみ一人でのつたひかり号
- ◆佳作 いつつくのかないつつくのか
- ◆佳作 夕日見て空は一面まっかっか
- ◆佳作 はなれた街も燃えて見えるよ
- ◆佳作 門田紳太郎(井口小6年)

◆ジュニア俳句大会

- ◆大会賞 江波亮太(五小5年)
- ◆佳作 野球中ヒットの先にセミの声
- ◆佳作 まぶしいなぼうしの先に海がきた
- ◆佳作 どんぐりがきりかき舞台に踊ってる
- ◆佳作 テスト後の雲一つない夏の空
- ◆佳作 かき氷つわの汗がきららいて
- ◆佳作 あおトマトひとつころがりかわいそう
- ◆佳作 くり拾いきみの笑顔で片思い
- ◆佳作 木の下はせみの鳴き声まつてる
- ◆佳作 帰省しておばあちゃんときいくらべ
- ◆佳作 夏海私の未来キラキラと
- ◆佳作 宇田川胡夏(中原小1年)
- ◆佳作 竹内大翔(井口小6年)
- ◆佳作 小出若菜(六小3年)
- ◆佳作 中島季緒(中原小4年)
- ◆佳作 山田琴子(東台小5年)

※ジュニア短歌大会、ジュニア俳句大会の受賞作品集は、芸術文化協会(社会教育会館内)で配布しています。